

# 命 令 書

申立人 X20  
代表者 執行委員長 X1

被申立人 Y5  
代表者 代表取締役 Y1

上記当事者間の令和2年(不)第20号事件について、当委員会は、令和3年9月8日の公益委員会議において、会長公益委員宮崎裕二、公益委員林功、同大江博子、同尾川雅清、同春日秀文、同北山保美、同桐山孝信、同小林正啓、同三阪佳弘、同水鳥能伸及び同矢倉昌子が合議を行った結果、次のとおり命令する。

## 主 文

本件申立てをいずれも棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 組合員7名分の就労の再開
- 2 組合員に対する実損分の支払
- 3 団体交渉応諾
- 4 謝罪文の掲示

### 第2 事案の概要

本件は、①被申立人が、申立人との間で交わした協定書に基づき締結された、組合員が雇用されている申立外会社との運送委託契約を打ち切ったこと、②その結果、同申立外会社は組合員を整理解雇する通知を行い、このような状況を受け、申立人が被申立人に団体交渉を申し入れたところ、被申立人がこれに応じなかったこと、がそれぞれ不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

### 第3 争 点

- 1 被申立人は、組合員X2ら12名の労働組合法上の使用者に当たるか。
- 2 被申立人が、令和元年5月20日をもって申立外X21との運送委託契約を終了したことは、組合員X2ら12名が組合員であるが故に行われた不利益取扱いに当たるとも

に、申立人に対する支配介入に当たるか。

- 3 申立人の令和元年11月30日及び同2年1月10日付け団体交渉申入れに対する被申立人の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。

#### 第4 認定した事実

証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### 1 当事者等

- (1) 被申立人Y5（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を、兵庫県内に工場を置く、コンクリートの製造販売等を業とする株式会社であり、その従業員数は本件審問終結時約6名である。

会社は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合であるY6（以下「Y6」という。）に加入している。

- (2) 申立人X20（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、主に近畿2府4県のセメント・生コンクリート産業、トラック輸送業、その他の一般業種の労働者で組織された労働組合で、その組合員数は本件審問終結時約1,800名である。

- (3) 申立人組合員X2、同X3（以下「X3組合員」という。）、同X4（以下「X4組合員」という。）、同X5、同X6、同X7、同X8、同X9、同X10、同X11、同X12及び同X13（以下、併せて「X2組合員ら12名」という。）は、申立外X21に日々雇用労働者として従事するミキサー車運転手であった。

- (4) 申立外X21（以下「X21」という。）は、貨物自動車運送事業等を業とする株式会社である。なお、X21に雇用され生コンクリート（以下「生コン」という。）の運送業務に従事していたミキサー車運転手は全員が申立人組合員である。

- (5) 申立外Y7（以下「Y7」という。）は、セメント・コンクリート製品及び材料の販売、生コンの販売等を業とする株式会社である。

##### 2 運送委託契約の締結に至る経緯

- (1) 平成15年4月3日付けで、Y7はZ1（以下「Z1」という。）に対し、「通知書」（以下「15.4.3通知書」という。）をファクシミリにて送付した。なお、Y7の代表取締役の氏名の後には、同氏が会社の代表取締役でもある旨が記載されていた。

15.4.3通知書には、①Y7はZ1に対し、Z2（以下「Z2」という。）がこれまで営業していた場所を平成15年3月31日に退去し、同年4月1日以降、Y7の関連会社である会社大阪支店が営業していく旨を同年3月31日付け書面で通知した旨、②今般、同書面による通知のとおり、組合の同意を得て、会社大阪支店が営業していく旨、が記載されていた。

なお、本件審査に係る審問において、組合副執行委員長は、会社には大阪支店が

なく、大阪支店とは神戸市にある工場のことを指す旨陳述した。

(2) 平成16年頃、会社は兵庫県神戸市の工場（以下「神戸工場」という。）において、事業を開始した。

(3) 平成16年1月7日、会社、Y7及びX21は、組合を立会人とし、「運送委託契約書」（以下「16.1.7運送委託契約」という。）を締結した。

16.1.7運送委託契約には、Y7、X21及び会社はこの契約条項を遵守し、生コンの円滑な運送を行うことを目的とする旨、Y7がX21に対し生コンの輸送を委託する旨、X21は保有する車輛を使用して、神戸工場及び指示する積地で生コンを積み入れ、Y7が指示する納入地に生コンを納入する旨等の記載があった。

また、16.1.7運送委託契約の第9条には、契約期間について「本契約の有効期間は締結の日より向こう1年間とする。但し、契約期間満了1ヶ月前までに当事者双方が変更の申し入れのない場合は、自動的に本契約書通りに1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。」との記載があった。

(4) 平成20年4月15日、組合と神戸工場は「協定書」（以下「20.4.15協定書」という。）を締結した。20.4.15協定書には、次のとおり記載があった。なお、神戸工場の協定締結者として、会社の当時の代表取締役の氏名が記載されていたほか、20.4.15協定書における会社とは、神戸工場を指す旨の記載があった。

「1、輸送運賃の見直しについて

(1) 会社は、安定供給確保のためX21の大型車輛を7台固定とするとともに、7台分の車庫を工場内に貸与する。

(2) 会社は、固定車輛7台の1台当たり運賃を、日額5万円・月間20日間・100万円補償とする。なお、傭車についても大型1台あたり日額5万円とする。

(3) 会社は、傭車の契約は1日契約とし、半日契約は廃止する。

(4) 会社は、今後運賃に関する諸問題や変更について、会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえるため、組合と事前に協議し円満に解決を図る。」

(5) 平成20年5月21日、会社とX21は、組合を立会人とし、「運送委託契約書」（以下「本件運送委託契約」という。）及び「運送委託契約に関する覚書」（以下「20.5.21覚書」という。）を締結した。

本件運送委託契約には次の記載があった。

「Y5（以下甲という）とX21（以下乙という）は、甲とX20との間での平成20年4月15日付け協定書に基づき、甲の神戸工場で製造される生コンクリート（以下製品という）の輸送に関し協議した結果、下記の通り合意したので、運送委託契約書を作成し各自1通を保管する。

第1条 (略)

第2条 (業務)

- ① 甲は乙に対し、甲の神戸工場で製造する製品の全ての輸送を委託し、乙は製品の運送につき、関係諸法令の遵守はもとより事故の未然防止対策並びに自動車保険（自賠責、任意共）の加入等万全の措置を講じて、甲の委託業務を受託する。
- ② 但し、4 t車による輸送については、当面甲の所有するミキサー車を優先的に稼働させる事を乙は承諾する。
- ③ 乙は保有する車輛を使用して、原則として下記の輸送業務を行う。
  1. 製品積地 甲の神戸工場及び指示する積地
  2. 製品納入先 甲が指示する納入地

第3条から第4条 (略)

第5条 (運送単価)

運送単価については、別途『覚書』にて締結する。

但し、この契約締結時点と経済情勢等が著しく変化し、運送単価が不合理且つ不相当と甲、乙の双方が認めたときは、この契約期間中といえども協議の上で変更することができる。

第6条 (略)

第7条 (事故処理)

交通事故等の問題が生じたときは、乙が全ての責任を持って解決するものとする。

第8条 (略)

第9条 (契約期間)

本契約の有効期間は締結の日より向こう1年間とする。

但し、契約期間満了1ヶ月前までに当事者双方が変更の申し入れのない場合は、自動的に本契約書通りに1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。

第10条 (協議)

甲、乙間に於いて、この項にない事由で疑義が生じた場合は、速やかに協議し、解決を図る。 」

また、20.5.21覚書には、会社とX21は本件運送委託契約の「第5条(運送単価)」について合意した旨記載があり、合意の内容について、次の記載があった。

「第1条 (専属契約車輛について)

- (1) 専属車輛の基礎額

10 t 車 7 台を専属契約とし、1 ヶ月 1 台あたり 100 万円とする。但し、月間の所定労働日数が 20 日を超える場合は、1 日あたり 20,000 円を加算する。

(2) 休車減額制度

通常出荷日であっても、甲が不要と認める車輛については、1 台あたり、20,000 円／1 日を減額し、甲は当該車輛を拘束しない。但し、稼働日当日の中止は、この対象としないものとする。

(3) 付帯条項

乙の責に帰すべき事由により、専属契約車輛が稼働できなくなった場合、1 車 1 日あたり 50,000 円（時間計算の場合 @5,000 円）を甲に弁済する。但し、乙が代替車輛を確保する場合は、この限りでない。

第 2 条 (略)

(その他の協議事項)

この覚書に定めのない事項及びその他で疑義が生じた場合は、甲、乙で速やかに協議の上解決を図るものとする。 」

3 X 2 組員ら 12 名について

(1) 平成 30 年 5 月から令和元年 5 月までの間、X 2 組員ら 12 名が、会社が製造した生コンの運送業務に従事していた実績は、以下のとおりである。

(単位：日)

	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	合計
X 2	7	3	2	0	1	0	0	2	1	2	0	0	0	18
X 3	17	17	17	17	15	17	17	17	15	16	16	14	5	200
X 4	17	17	16	17	14	17	17	17	15	16	16	16	6	201
X 5	3	15	6	13	11	16	16	14	13	13	17	12	2	151
X 6	7	3	2	0	1	0	0	1	4	1	3	0	0	22
X 7	5	3	0	2	1	1	1	1	1	1	3	0	0	19
X 8	3	5	3	2	1	1	1	1	1	2	2	1	0	23
X 9	3	2	3	1	1	1	2	1	1	1	3	0	0	19
X10	4	2	2	2	0	1	1	1	1	2	2	0	0	18
X11	4	6	4	8	4	1	4	8	2	5	7	8	3	64
X12	4	7	3	10	5	2	5	12	0	2	5	10	6	71
X13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

合計	74	80	58	72	54	57	64	75	54	62	74	61	22	807
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

- (2) 配車については、会社の出荷係が、X21神戸営業所のA従業員に対し、生コン出荷日の前日に、電話でミキサー車の必要台数と時間を連絡し、連絡を受けたA従業員が、X21本社のB従業員に連絡し、B従業員がミキサー車に乗務する組合員を決定していた。その後、X21の代表取締役であったX16（以下「X21社長」という。）が会社に対し、B従業員が決定した乗務員の氏名をファクシミリにて連絡していた。
- (3) 会社の製造した生コンの運送業務に従事する組合員は、当該業務に際して、X21が神戸工場内に設置したタイムカードを打刻していた。

#### 4 本件運送委託契約の終了に至る経緯

- (1) 平成30年1月23日、Y6は、理事会（以下「30.1.23Y6理事会」という。）を開催し、「X22労組と接触・面談の禁止」と題する書面（以下「30.1.23Y6書面」という。）を配付した。

Y6は、30.1.23Y6理事会において、①「X22労組と接触・面談の禁止」、②「X22との関与が深く、安定供給に不安のある工場」には問題が解決するまで割当の自粛を求める旨を説明し、これらのことが承認可決された。

また、30.1.23Y6書面には、①平成29年12月12日以降に組合が行った威力業務妨害行為について、大阪地方裁判所に対し、仮処分命令申立てを申請し、係争中である旨、②必要な交渉等については、顧問弁護団の協力を得て、Y6として対応するため、組合との個別の接触及び交渉等は控えるよう要請する旨の記載があった。

なお、30.1.23Y6理事会の議事録において、「X22労組」とは、組合を指す旨定義されていた。

- (2) 平成30年2月6日、Y6は、理事会（以下「30.2.6Y6理事会」という。）を開催し、「X22労働組合との係争問題について」と題する書面（以下「30.2.6Y6書面」という。）を配付した。

Y6理事長は、30.2.6Y6理事会において、30.2.6Y6書面について説明を行い、「X22労働組合系」の業者の使用を極力差し控えるよう要請した。

また、30.2.6Y6書面には、①「X22労働組合の諸活動につきましては、本年1月12日に開催された臨時総会において、全面的に立ち向かうと全会一致で決議されております。」、②上記決議を踏まえ、「当面の間、X22労働組合系の業者の使用を極力差し控えるようお願い申し上げます。」等の記載があった。

同日、30.2.6Y6理事会の後に、「Y8」が開催された。「Y8」では、理事から、30.2.6Y6理事会の報告が行われた後、30.2.6Y6書面は、「X22労働組合系の業者」を使用している社にその使用を極力差し控えるよう要請する文書である旨説明された。また、説明の中で「X22労働組合系の業者」として挙げられた業者の

中にX21が含まれていた。

- (3) 平成30年3月5日、会社の取締役のY2（以下「取締役」という。）及び会社の部長兼工場長のY3（以下「部長兼工場長」という。）とX21社長が面談（以下「30.3.5面談」という。）を行った。

30.3.5面談では、会社が、Y6から、同年3月11日に、毎年実施される組合のミキサー車パレードに参加した車輛を、今後、生コンの輸送に使用しないよう要請されている旨述べたのに対し、X21社長は、X21のミキサー車運転手は組合の組合員であるため、パレードに参加することになる旨述べた。

- (4) 平成30年5月21日、部長兼工場長、取締役及び会社の取締役兼総務部長のY4（以下「総務部長」という。）とX21社長が面談（以下「30.5.21面談」という。）を行った。

30.5.21面談では、X21社長が、某会社の生コン工場から輸送の契約を打ち切られたことを報告し、会社側は、Y6から、X21の使用をやめるようにという話がある旨述べた。

- (5) 平成30年10月3日、X21社長と会社の役職者が電話でやり取り（以下「30.10.3電話」という。）を行った。

30.10.3電話では、会社の役職者は、Y6から、神戸ブロックの工場では、小型ミキサー車についてはY6が指定する他社を使用する取り決めがあるので、会社もX21を使わずそのようにするよう言われた旨述べた。

- (6) 平成30年10月5日、取締役とX21社長が面談（以下「30.10.5面談」という。）を行った。

30.10.5面談で、取締役は、Y6から、神戸ブロックにおいてX21ではなく他社を使用すべきである旨言われたと述べた。

- (7) 平成30年12月12日、部長兼工場長及び取締役とX21社長が面談（以下「30.12.12面談」という。）を行った。

30.12.12面談では、部長兼工場長は、Y6の圧力が強くなれば、今後のX21との契約についても難しいところがあるかもしれない旨述べた。

- (8) 平成31年2月28日、組合副執行委員長と会社の部長兼工場長及び総務部長が面談（以下「31.2.28面談」という。）を行った。

31.2.28面談で、部長兼工場長は、Y6から30.1.23Y6書面が配付された旨、本件運送委託契約の解除を考えている旨等述べた。これに対し、組合副執行委員長は、本件運送委託契約の解除は何とか踏みとどまって欲しい旨、雇用の継続、確保をお願いしたい旨述べた。

- (9) 平成31年3月15日、会社は、X21に対し、「契約終了通知書」（以下「31.3.15会

社通知書」という。)を提出した。31.3.15会社通知書には、神戸工場は本件運送委託契約に基づき、X21に生コンの運送を委託してきたが、令和元年5月20日の契約期限をもってX21との本件運送委託契約を終了するため、本件運送委託契約の第9条の定めのとおり通知する旨記載されていた。

(10) 平成31年4月6日、X21は、組合に働きかけ、X2組合員ら12名及び正規雇用労働者を招集し、X21社長が口頭で、最後の砦になっていた会社の契約が更新できない状況になった旨、この間運送収入や仕事も激減し、経営も苦しい状態である旨、退職金だけはしっかり払いたいので、令和元年5月をもって全員に整理解雇(以下「本件解雇」という。)を通告する旨、等を述べた。

(11) 令和元年5月20日、会社とX21の本件運送委託契約が終了した。

(12) 令和元年5月21日以降、X2組合員ら12名は、会社の製造する生コンの運送業務に従事していない。

## 5 団体交渉の経緯について

(1) 令和元年10月25日、組合は、Y7に対し、「団体交渉申入通知書」(以下「1.10.25団交申入書」という。)を送付し、団体交渉(以下「団交」という。)を申し入れた。

1.10.25団交申入書には、「貴社神戸工場と当方組合には、2008年4月15日の協定書が存在しており、恣意的なY6及び貴社方針に基づく輸送会社及び組合排除については、断じて容認できるものではありません。従って、上述する労使間合意された協定書に沿って火急に団体交渉を行って頂くよう求めるものです。」と記載されていた。

(2) 令和元年10月30日付けで、Y7は組合に対し「回答書」(以下「1.10.30回答書」という。)をファクシミリにて送付した。

1.10.30回答書には、1.10.25団交申入書について不明な点があり回答が困難であるため、以下のとおりの3点を質問する旨の記載があった(以下、この3点を「1.10.30質問事項」という。))。

「1. 貴組合が挙げておられる2008年4月15日付け協定書の写しをお送りください。

2. 通知書に『協定書に沿って』との記載がありますが、同協定書のどの条項に基づき、団体交渉を求めるものか明らかにしてください。

3. また、団体交渉事項が不明確ですので、団体交渉事項を明確にしてください。『輸送会社及び組合排除』とは、具体的にどのような<sup>[ママ]</sup>事実を指して言っておられるのかも明確にしてください。」

なお、ファクシミリの送付状には、送信者として会社の社名が記載されていた。



(3) 令和元年10月31日付けで、組合はY 7に対し、「団体交渉申入通知書」(以下「1. 10. 31 団交申入書」という。) をファクシミリにて送付し、団交を申し入れた。

1. 10. 31団交申入書には、1. 10. 30回答書を見た上で、3点の質問に回答する旨記載があり、回答内容は、次のとおりであった。

「1, 2008年4月15日付け協定書を紛失されているのであれば、団体交渉において同協定書の写しをお渡しすることは吝かではありません。

2, 『協定書に沿って』との記載があるが、どの条項に基づき、団体交渉を求めるのか明らかにするようにと述べられておりますが、基本的には団体交渉で説明をさせて頂きたいと考えております。

3, 団体交渉事項については、前述するように、協議の中で縷々説明をさせて頂きます。加えて、『輸送会社及び組合排除』とは、具体的にどのような事実を指しているのかという質問については、当方組合が、Y 6の組合員社でもある貴社より、詳細についての説明を求めているものです。」

(4) 令和元年11月8日付けで、Y 7は組合に対し、「回答書」(以下「1. 11. 8回答書」という。) を提出した。

1. 11. 8回答書には、1. 10. 25団交申入書及び1. 10. 31団交申入書に対し回答するとして、①そもそもY 7には神戸工場が存在せず、協定書を締結することはないはずであり、実際に締結した覚えもない旨、②そもそもY 7には組合の組合員が存在しない旨、③団交申入書には、「輸送会社及び組合排除」は容認できないため団交を求めるような記載があるが、そもそもY 7は輸送会社と契約しておらず、輸送会社を排除することはあり得ず、組合の組合員もいないため組合排除できるはずもなく、組合が何を指して「輸送会社及び組合排除」と記載しているか全く不明である旨、④団交事項を明らかにすべく、Y 7から組合に対し「輸送会社及び組合排除」の内容を確認したが、組合からは特に回答がなく、1. 10. 31団交申入書では、「Y 6の組合社である貴社より、詳細について説明を求めているものです」との回答を得たが、Y 7はY 6の組合員ではなく、組合の認識には大きな誤りがあると考えている旨、⑤以上のことから、Y 7は使用者に該当せず、団交事項も不明であるため、団交に応じる必要はないと考えている旨、が記載されていた。

(5) 令和元年11月30日付けで、組合は会社に対し「団体交渉申入通知書」(以下「1. 11. 30 団交申入書」という。) を送付し、団交を申し入れた。1. 11. 30団交申入書には、1. 10. 31団交申入書について、組合の混濁によりY 7に誤って送付したことを謝罪する旨が記載され、続いて1. 10. 25団交申入書と同じ内容の記載があった。

(6) 令和元年12月4日付けで、会社は組合に対し「回答書」(以下「1. 12. 4会社回答書」という。) を送付した。1. 12. 4会社回答書には、1. 11. 30団交申入書について、

不明な点が3点あり回答が困難であるため質問する旨及び1. 10. 30質問事項が記載されていた。

(7) 令和2年1月10日付けで、組合は会社に対し、「団体交渉申入通知書」(以下「2. 1. 10 団交申入書」という。)により、団交を申し入れた。2. 1. 10 団交申入書には、1. 10. 25 団交申入書と同じ内容の記載に加え、会社には団交応諾義務があることを申し添え、その履行を求める旨が記載されていた。

(8) 令和2年1月16日付けで、会社は組合に対し「回答書」(以下「2. 1. 16会社回答書」という。)を提出した。2. 1. 16会社回答書には、2. 1. 10 団交申入書では1. 12. 4 会社回答書についての回答や説明がなく当惑している旨、組合の申入れに対する会社の回答は、1. 12. 4 会社回答書のとおりである旨及び1. 10. 30質問事項が記載されていた。

(9) 令和2年5月8日、組合は、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

## 第5 争点に係る当事者の主張

1 争点1 (会社は、X 2 組合員ら12名の労働組合法上の使用者に当たるか。)について

(1) 申立人の主張

ア X 2 組合員ら12名は、X21に日々雇用労働者として雇用され、神戸工場において、常に固定された会社のミキサー車7台の運転手として、固定又は交替で就労していた。

X 2 組合員ら12名は、形式的には、X21に雇用されていた者であるが、会社は、組合員の労働関係に対して、実質的な支配力ないし影響力を及ぼし得る地位にある者に当たり、かつ、組合員の雇用そのものについて、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にあり、労働組合法第7条における、組合員らの「使用者」に該当する。

イ 労働組合法第7条は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するために、労働者が自主的に労働組合を組織し、使用者と労働者の関係を規制する労働協約を締結するための団交をすること、その他の団交を行うことを助成しようとする労働法の理念に反する使用者の一定の行為を禁止するものである。したがって、労働組合法第7条にいう「使用者」とは、同法が前記のように助成しようとする団交を中心とした集团的労使関係の一方当事者としての使用者を意味し、労働契約上の雇用主が基本的にこれに該当するものの、必ずしも同雇用主に限定されるものではない。雇用主以外の者であっても、労働関係に対して、不当労働行為法の適用を必要とするほどの実質的な支配力ないし影響力

を及ぼし得る地位にある者も、労働組合法第7条にいう「使用者」に当たると解すべきである。

また、仮に、朝日放送事件最高裁判所判決の使用者性の判断基準が用いられる場合でも、当該労働条件を実質的に「支配・決定」することができるのは誰かという観点から判断されるのであり、それは実質的な支配力・影響力と同義に解されるべきである。

#### ウ 20.4.15協定書と本件運送委託契約について

##### (ア) 20.4.15協定書締結までの経緯について

a Z2の工場敷地を、同社にセメントを納入していたY7が平成14年6月24日に競落することとなった。その後、会社及びY7の代表者と組合代表者とZ1の理事で協議をした結果、従前のZ2'(Z2の前身)と同様の条件、すなわち、生コン輸送については、組合の推薦する組合員、具体的にはX21所属の従業員をミキサー車運転手として使用すること等を条件に、同15年4月より、会社がZ1に加入し、営業を行うことで合意された。

すなわち、そもそも、会社が神戸において営業を始めることができたのは、組合とZ1の同意を得ることができたからである。

15.4.3通知書においても、わざわざ「今般、右通知のとおり、X20の同意を得て、Y5大阪支店が営業して参ります」と明記されている。

b 上記合意に基づき、組合を立会人として、会社、Y7、X21との間で16.1.7運送委託契約が締結され、会社はX21に対し、神戸工場で製造する生コンの輸送を委託し、X21所属の組合員6名が、神戸工場で稼働するようになった。

c 平成17年6月頃から、組合は、組合員の雇用確保のため、会社やY7に対し、X21との専属輸送契約を締結するよう求めていた。

同20年2月25日、組合執行委員が、会社に要請書を持参し、輸送運賃の見直し等を求めた。会社から何らの回答がなかったため、組合は不誠実な対応とみなし、同年3月10日から同月13日の4日間、当時のX21神戸分会のミキサー車運転手10名程度が会社の生コンの出荷をせず門前に立つ、というストライキを行った。

その後、部長兼工場長と組合執行委員で話し合いを行い、神戸工場でのX21の専属化と輸送運賃の見直し等について協議を重ね、20.4.15協定書の調印に至った。

##### (イ) 20.4.15協定書と本件運送委託契約の関係について

組合と会社は、20.4.15協定書を締結し、これに基づき会社は、組合を立会人として、X21との間で、神戸工場で製造する生コンの全量の輸送をX21に委託

するという本件運送委託契約を締結し、X21の大型車輛を7台固定するとともに、7台分の車庫を工場内に貸与し、X21所属の組合員X17、同X18、同X15、同X19、X3組合員及びX4組合員を神戸工場で就労させるとともに、輸送量に応じて、X21の他の正社員や日々雇用労働者を就労させてきた。

会社は、組合との間で、「会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえる」との理由で、運賃に関する諸問題や変更については組合と事前に協議し円満に解決を図るとの20.4.15協定書を締結している。

すなわち、会社とX21との輸送契約の存続や輸送運賃の変更は、そのまま、そこで雇用される組合員の雇用や賃金に影響を与えることとなるから、会社は、あえて、組合員らが所属する組合との間で、事前協議約款として20.4.15協定書を締結したうえで、組合立会いのもと、専属輸送契約として本件運送委託契約を締結している。20.4.15協定書における「運賃に関する諸問題や変更」には、本件運送委託契約の打切りも含まれていた。

よって、会社は、組合員の労働関係に関して、実質的な支配力ないし影響力のある者に該当し、労働組合法第7条における「使用者」に該当する。

## エ 組合員の就労状況について

### (ア) 組合員の採用への関与について

会社は、組合員の採用には一切関与していないと主張するが、生コン輸送については、X21所属の従業員をミキサー車運転手として使用するという組合と会社の合意に基づき、組合員が会社において稼働していたものであるから、会社において稼働することにつき会社の関与は認められる。

### (イ) 組合員の会社における就労への関与について

20.4.15協定書に基づき、組合員は6名ないし7名の固定メンバーが会社内にある車庫に直接出退勤をし、会社の指揮命令を受けて稼働してきた。組合員は形式的にはX21に雇用され賃金が支払われていたものであるが、実態としては、会社において雇用されているのと異なることはなかった。その後、定年等により一部の固定メンバーが退職した後も、X3組合員及びX4組合員については、整理解雇されるまで一貫して神戸工場において稼働しており、残りの5人枠についても、他のX21従業員が交替で就労していたものである。

ミキサー車については、常に固定した7台が神戸工場の構内に駐車されていたし、乗務する従業員も固定されていた。さらに、会社は、固定車輛7台の1台当たりの運賃を、日額5万円・月間20日間・100万円補償とするとの組合との合意に基づき、組合員の就労日数にかかわらず、組合員7名の月額20日分の賃金を保障していたものであるから、これらの者の労働条件の決定に関与してい

たといえる。

(ウ) 本件解雇への関与について

30. 12. 12面談において、部長兼工場長も「地域の中でも、X22系の輸送会社を使っているのが会社だけとなり、余計に圧力が強くなっている」と述べている。すなわち、会社は、Y6の圧力で、X21の取引先が次々とX21との契約を打ち切っており、大口の取引先は会社しか残っていないことを認識していたから、地域で残り1社となった会社がX21との輸送契約を打ち切れれば、たちまちX21に雇用される組合員の雇用の受け皿が失われ、同人らが解雇されることについて認識していたといえる。そして実際に、会社の本件運送委託契約の打切りが原因で、X21従業員は整理解雇を余儀なくされたのである。

(2) 被申立人の主張

ア 会社には使用者性が認められない。組合が、会社における就労を求める組合員7名は、会社が運送を委託していたX21の従業員にすぎず、会社の雇用する労働者ではない。よって、会社は、組合員7名の雇用そのものについて、X21と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にはなく、組合員7名の使用者に当たらない。

イ 組合は、労働組合法第7条の使用者性の判断について、「労働関係に対して、不当労働行為法の適用を必要とするほどの実質的な支配力ないし影響力を及ぼし得る地位にある者も、労働組合法第7条にいう『使用者』にあたりと解すべき」という、いわゆる「支配力説」の立場をとるものと思われる。

しかしながら、朝日放送事件最高裁判所判決の判例解説は、この支配力説に対しては、外延が幾らでも広がるような開放的な概念によって「使用者」を定義することは妥当でないという批判があるなどとして、支配力説は採らず、労働契約基準説の立場をとることを明確にしている。

したがって、組合の主張する枠組みを用いることは相当でなく、本件においては、朝日放送事件最高裁判所判決のように、労働者の基本的な労働条件等について雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて「使用者」に当たり得るとの判断枠組みによって、使用者性を判断すべきである。

ウ 20. 4. 15協定書と本件運送委託契約について

(ア) 20. 4. 15協定書締結までの経緯について

- a 15. 4. 3通知書の記載内容は認めるが、X21に関する記載は一切なく、X21の雇用する労働者に対する会社の「使用者性」を基礎づける書面ではない。
- b 16. 1. 7運送委託契約の委託者はY7である。なお、その後、神戸工場の事

業主体がY 7から会社に代わり、会社がX21に生コン輸送を委託していたことはあるが、会社とX21との間で、16.1.7運送委託契約を承継するといった合意はなされていない。

受託者であるX21で就労する者が、組合員であるかは不知。また、X21は、輸送の受託先で、輸送する生コンの積載を神戸工場で行っているにすぎず、X21の従業員（組合の組合員）が神戸工場の従業員として稼働していた事実もない。

(イ) 20.4.15協定書と本件運送委託契約の関係について

会社は、10トン車7台をX21の専属契約とし、神戸工場内で7台分の車庫をX21に貸与していたにすぎない。

本来、組合は、会社の取引先の労働組合にすぎず、会社は使用者に該当しないから、団交義務を負わないことはもちろんのこと、組合と協議する義務も負わない。しかしながら、取引先の労働組合である組合から強い要求を受けたため、会社は、やむなく「運賃に関する諸問題や変更」に限定して、事前協議を行う旨の協定を組合との間で結んだものであって、それ以上に運送委託契約の存続について組合と協議する義務などないし、X21の従業員の雇用問題を協議事項とするものではない。

以上のとおり、組合が主張する事実は使用者性を裏付けるものとはいえない。

エ 組合員の就労状況について

(ア) 組合員の採用への関与について

会社は、組合員7名を含むX21の従業員の採用や配置、解雇には一切関与していない。

また、会社は、組合との間で、X21の車輛7台に関する合意を20.4.15協定書記載のとおりにしたにすぎず、X21所属の従業員をミキサー車運転手として使用するなどという合意は存在しない。

(イ) 組合員の会社における就労への関与について

配車については、会社は、X21に対して、日々必要な台数を伝えて輸送を委託しているのみであって、ミキサー車の運転手を指定したことはなく、組合員7名の配置にも全く関与しておらず、その乗務員が誰か、どの組合の組合員であるかなどを把握する立場にない。

また組合は、一部の組合員が固定的に会社の業務を行っていたと主張するが、X21内の人員配置、指揮命令による結果にすぎず、会社は、運送業務の委託先の車の運転手を指定していないことはもちろん、その他配置について一切関与していないし、会社が指揮命令をしたことはない。また、会社は、組合員の出

退勤の管理は行っていなかった。

加えて、会社はX21との間で運送費（運送委託料）を合意したにすぎず、会社が組合員7名の賃金決定に関与した事実はない。

(ウ) 本件解雇への関与について

組合員7名の解雇については、会社は、そもそも解雇された事実すら把握していなかったものであり、解雇にも関与していない。

また組合は、部長兼工場長の発言から会社が組合員7名が解雇されることを認識していたなどと主張するが、明らかな論理の飛躍がある強引な主張であって、組合の主張に根拠はない。

2 争点2（会社が、令和元年5月20日をもってX21との本件運送委託契約を終了したことは、X2組合員ら12名が組合員であるが故に行われた不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入に当たるか。）について

(1) 申立人の主張

会社が本件運送委託契約を打ち切り、これに伴って組合員らを就労させなかったことは、組合員に対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を図った支配介入でもあり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為に当たる。

ア 不利益性について

本件で、本件運送委託契約の打ち切りにより不利益を受けたのは、X2組合員ら12名である。会社が、本件運送委託契約を打ち切った結果、X2組合員ら12名は会社において就労できず賃金を得られないという不利益を被り、賃金相当額の損害を被っている。

平成20年当初、会社において輸送を担当する固定メンバーは、X21所属の組合員X17、同X18、同X15、同X19、X3組合員及びX4組合員であったが、うち4名は、その後、X21を退職したため、平成31年4月6日の整理解雇時点では、大型車両7台のうち、当初からの固定メンバーは、X3組合員及びX4組合員のみで、それ以外の5台を、X2組合員ら12名からX3組合員及びX4組合員を除く10名がローテーションで乗務している状況であった。

イ Y6について

(ア) Y6は、30.1.23Y6理事会において、組合との個別の接触・交渉等を厳に控えるよう求める決議をし、30.1.23Y6書面を配付した。さらに、30.2.6Y6理事会において、組合関係の業者の使用を極力差し控えるよう求める決議をし、30.2.6Y6書面を配付した。

Y6は、上記決議に基づき、Y6の加盟社に対し、組合に所属する労働者の

雇用や、組合員のいる輸送会社の利用を差し止めることを求め、これに従わないものであれば、生コンの出荷割当等について不利益な取扱いをすとした。実際に、組合に所属する従業員のいる輸送会社を利用していた複数のY6の加盟社が、Y6から生コンの出荷の割り振りを減らされたり、停止されるなどした。

(イ) 30.2.6 Y6 書面の配付後、会社は、すぐにX21との本件運送委託契約を打ち切ることなく、組合員を就労させていたところ、Y6から会社に対し、輸送契約を打ち切るように、との要請が度々なされるようになった。このことは、会社の部長兼工場長が、X21社長や組合副執行委員長に対して説明していた内容からも明らかである。

その結果、会社も、最終的には、Y6の組合排除の方針に賛同し、X21との本件運送委託契約を打ち切ったものである。

また、組合やX21は、会社から運送費の値下げや、備車の減車を依頼されたことはなく、運送費の負担が、本件運送委託契約を更新しない理由ではないことは明白である。

ウ X21について

X21は、組合員の就労場所を確保するため、事実上、組合が運営している労働組合の自主管理企業である。このことは、生コン業界においては周知の事実であり、会社も前提としていた。会社は、組合員の就労のため、X21に生コン輸送を発注していたのである。

X21所属のミキサー車運転手はすべて組合員であり、X21の役員、代表者もすべて組合が推薦した元組合員である。それゆえにX21は、Y6から「X22労働組合系の業者」と位置づけられ、組合の組合員を就労させない攻撃の対象となった。

エ 以上のことから、会社が、X21との本件運送委託契約を打ち切ったのは、組合員を排除しようとする意思によるものである。また、組合員の雇用の受け皿であるX21との本件運送委託契約を打ち切るということは、組合員の雇用を奪うことと同義であるといえる。

尚且つ、会社は、20.4.15協定書の事前協議約款を無視して組合との事前の協議も行わないまま、一方的に本件運送委託契約を打ち切った。

組合としてはそのような事態を避けるために、20.4.15協定書において「今後運賃に関する諸問題や変更について、会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえるため、組合と事前に協議し円満に解決を図ること」が合意されていたのであるが、会社がこれを誠実に履行することはなかった。



## (2) 被申立人の主張

ア X21は、会社の輸送の受託先であり、輸送する生コンの積載を会社の神戸工場で行っているにすぎず、X21の従業員が神戸工場で稼働していた事実はない。組合は、令和元年5月21日以降、組合員らが神戸工場で就労することができなくなったと主張するが、組合員らは、当初から、神戸工場で就労などしたことがない。

X21の正社員や日々雇用労働者が、神戸工場で製造した生コンを輸送するミキサー車の運転手として乗務していたが、その時期や回数、頻度、組合の組合員であるか会社は不知であり、乗務する従業員が固定されていたとの主張は否認する。

イ 組合の主張は、Y6の文書発出等が不当な組合排除意思に基づいてなされた行為であるとの前提に立っている点でも誤っている。

Y6の一連の対応は、いずれも組合による違法な業務妨害行為からY6の共同販売事業及び加盟社の事業の維持・存続を目的として行った正当な対応であって、組合による本来の正当な組合活動を妨害したり、組合を阻害しようとするものではない。

この点については、民事訴訟判決(平成30年(ワ)第7434号、令和2年8月21日)も、「Y6の本件意思決定は、生コン製造業者の営業に対する妨害を避けるという正当な目的によるものであり、被告が同意意思決定に関与したことが不当であるとはいえない。」とした上、「Y6の組合員の中にはX22によるストライキに伴い出荷妨害を受けた会社もあり、本件意思決定が不当なものであるとはいえないことからすれば、被告が本件意思決定に基づく要請に従うことは不当なものとはいえない。」などとし、Y6の要請に加盟社が従うことは不当ではない旨判旨している。

また、当該判決の控訴審判決(令和2年(ネ)第1865号、令和3年1月14日)は、「本件ストライキは、X22の組合員の使用者である運送会社とその取引先(生コン製造販売会社等)との間における輸送運賃の引上げを目的とし、X22の組合員の使用者である運送会社ではない生コン製造販売会社を標的とするものであって、労働条件その他の労働者(X22の組合員)の待遇に関する事項を目的とするものとはいえないから、集団的な労務の不提供を中心とする争議行為として許容されるものではなく、そのような団体行動を受ける者の有する権利、利益を侵害することは許されないものと解するのが相当である。」と判断しており、組合による「無期限スト」の違法性が改めて明らかにされている。

以上によれば、Y6による文書の発出等が組合に対する不当な組合排除意思に基づくものであるとする組合の主張は、それ自体誤っているというべきである。

ウ 会社とX21との間の本件運送委託契約では、当事者双方は、契約期間満了1か

月前までに申入れをすることで、契約期間満了により契約を終了させることが可能であった。したがって、本件運送委託契約を更新しないことについて特段理由は必要とされないが、念のためその理由を明らかにするに、X21の運送費が他社と比較して高い上、会社において原則として10トン車7台を1か月で20日間備車しなければならないという負担も重いこと等から、X21との契約を終了させたものである。会社は、X21との契約を終了させることで組合から威圧されたりトラブルになることを危惧し、X21社長や組合副執行委員長に対しては、Y6から言われているので契約を終了させてもらいたい旨言い訳をしていた。しかし、実際の本件運送委託契約終了の理由は上記のとおりである。

エ 30. 12. 12面談において、会社がX21社長に対し、本件運送委託契約を解約する方針を伝えたところ、これをX21から聞いたと思われる組合副執行委員長から会社の部長兼工場長に対し、面会を要求する旨の連絡があったため、31. 2. 28面談で、本件運送委託契約の解約について協議を行った。このように、会社がX21との間の本件運送委託契約を解約するに当たり、組合と事前協議を行う義務などないものの、会社は組合からの要求を受けて事前協議を実施している。

3 争点3（組合の令和元年11月30日及び同2年1月10日付け団交申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。）について

(1) 被申立人の主張

組合の挙げる団交事項は、「運送会社及び組合排除について」である。

1. 11. 30団交申入書及び2. 1. 10団交申入書の「輸送会社及び組合排除について」との記載から、輸送会社が雇用する「申立人組合員の」会社における「就労の再開」という組合主張の団交事項を読み取ることは不可能である。

そもそも「運送会社」に関連する事項は、組合員7名の労働条件ではなく、団交事項に該当しないし、「組合排除」との記載は抽象的にすぎて団交事項の特定がされておらず、また、会社の複数回の要請によっても、組合は団交事項を特定しようとしなない。そのため、団交の前提となる使用者性の判断すらも不可能である。

なお、仮に、本件団交事項が、組合員7名の雇用そのものであるのであれば、前記1(2)のとおり、組合員7名の雇用そのものに関して、会社は使用者性を有しない。

(2) 申立人の主張

組合は、令和元年11月30日、会社に対し、20. 4. 15協定書に基づく組合員の雇用問題（組合員の雇用の打切り及び再開）に関し、団交を申し入れたが、会社は、同年12月4日、20. 4. 15協定書を送付するよう求めるなどして団交に応じなかった。

同2年1月10日、組合は、再度、会社に対し、団交を申し入れたが、会社は、前

記と同様の理由で団交に応じなかった。

会社は、「運送会社及び組合排除について」との団交事項が抽象的にすぎて団交事項の特定がなされていないと主張するが、組合は、会社による本件運送委託契約の解除を受けて、20. 4. 15協定書の存在を指摘した上で、「運送会社及び組合排除について」団交を求めている。かかる記載から、会社が運送会社であるX21との本件運送委託契約を打ち切るといふ排除行為を行ったことで、これまで会社において就労していた組合員が排除されたことにつき団交を求めていること、すなわち、組合員の就労の再開を求めて団交を求めていることは明らかである。

会社は、組合に対し、20. 4. 15協定書を送付するよう求めているが、協定の当事者である会社が、20. 4. 15協定書を紛失していることは考え難いし、その旨の主張・立証もないことから、組合が、20. 4. 15協定書の写しを送付しないことは、団交を拒否する正当な理由とはならない。

以上のとおり、会社は、何ら正当な理由なく、組合の団交申入れに応じないから、この拒否行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為に当たる。

## 第6 争点に対する判断

1 争点1（会社は、X2組合員ら12名の労働組合法上の使用者に当たるか。）について、以下判断する。

(1) X2組合員ら12名は、X21と雇用関係があり、会社とは労働契約を締結しておらず、会社とX2組合員ら12名との間に直接の雇用関係がないことは当事者間に争いがない。

しかしながら、労働組合法第7条の使用者とは、労働契約関係のある者には限られないのであって、労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、同法上の使用者に当たるから、直接の雇用関係がないからといって、直ちに、労働組合法上の使用者性が否定されるとはいえない。

そこで、本件におけるX2組合員ら12名に係る労働組合法上の使用者性について、以下、具体的に検討する。

(2) まず、X2組合員ら12名の就労状況についてみる。

ア 組合員の採用について、組合は、X21所属の従業員をミキサー車運転手として使用するという組合と会社の合意に基づき、組合員が会社において稼働していたものであるから、会社において稼働することにつき会社の関与は認められる旨主張するが、X2組合員ら12名を雇用しているのはX21であり、X21が組合員を採用するに当たっての会社の関与について、具体的な主張も疎明もないことから、かかる組合主張は採用できない。

イ 次に、日々の就労実態についてみる。

組合は、①20.4.15協定書に基づき6名ないし7名の固定メンバーが社内にある車庫に直接出退勤をし、会社の指揮命令を受けて稼働し、その後、一部の固定メンバーが退職した後も2名が固定され、残りの5人枠についてもX21従業員が交替で就労しており、実態として、会社において雇用されているのと異なることはなかった旨、②組合員の就労日数にかかわらず、会社は、組合員7名の賃金を保障していたから労働条件の決定に関与していたといえる旨、主張する。

一方、会社は、①配車については、X21に対して輸送を委託しているのみであって、ミキサー車運転手を指定したことはなく、組合員の配置に関与していないこと、指揮命令や出退勤の管理を行っていない旨、②会社はX21との間で運送費を合意したにすぎず、組合員7名の賃金決定に関与していない旨、主張するので、以下、検討する。

(ア) まず、上記組合主張①についてみる。

前記第4.3(1)、(2)、(3)認定によると、①会社の生コン輸送業務で、X2組合員ら12名が平成30年5月から令和元年5月まで各組合員につき1回から201回までの回数で就労していたこと、②X21は、生コン出荷日の前日に、会社からミキサー車の必要台数及び時間の連絡を受け、X21のB従業員がミキサー車に乗務する組合員を決定していたこと、③X21が神戸工場内に用意したタイムカードに勤務時間を打刻していたこと、が認められる。

これらのことからすると、X2組合員ら12名が、少なくとも平成30年5月から約1年間、少なくとも1回、多い場合は200回程度、組合員によってばらつきはあるものの、会社の生コン運送業務に従事していたことは認められるが、日々の必要台数について会社から連絡を受け、その乗務する組合員を決定していたのは、X21の従業員であるといえる。また、就労する組合員が固定されていたとの主張については認めるに足る疎明がなく、仮に、組合員が固定されていたとしても、そこに会社の関与があったと認めるに足る疎明はない。また、神戸工場内で作業する組合員の勤務時間の管理もX21が行っていたのであり、その他、勤怠管理や就労実態について、会社が関与していることを認めるに足る疎明はないため、X2組合員ら12名は、実態として、会社で雇用されているのと異なることはなかった旨の上記組合主張①は、採用できない。

(イ) 次に、上記組合主張②についてみる。

前記第4.2(4)、(5)認定のとおり、①20.4.15協定書において、「会社は、固定車輛7台の1台当たり運賃を、日額5万円・月間20日間・100万円補償とする」との記載があること、②20.5.21覚書において、「専属車輛の基礎額」とし

て「10 t 車 7 台を専属契約とし、1 ヶ月 1 台あたり 100 万円とする」との記載があること、がそれぞれ認められる。

これらのことからすると、20. 4. 15 協定書及び 20. 5. 21 覚書において、本件運送委託契約上の金額を決定し、会社は、X21 に対し運賃を支払うことになっていたとはいえるが、会社が X21 に対して支払った運賃が、X21 において、X 2 組合員ら 12 名の賃金にどのように配分され、影響を及ぼしていたかといった疎明もないため、このことをもって、会社が X 2 組合員ら 12 名の労働条件の決定に関与していたとまではいえないため、上記組合主張②は採用できない。

ウ また、本件解雇について、組合は、会社の本件運送委託契約の打切りが原因で X21 従業員は整理解雇を余儀なくされた旨主張するが、本件運送委託契約の打切りについては後記(3)判断のとおりであり、そもそも、本件解雇の意思決定は、X21 によってなされたもので、本件解雇に対して会社が具体的に関与したと認めるに足る疎明もないことから、組合の主張は採用できない。

エ 以上のことから、会社は、X 2 組合員ら 12 名について、少なくとも、その採用や就労実態及び本件解雇への関与からみても、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位になかったと判断される。

(3) 次に、20. 4. 15 協定書と本件運送委託契約の締結についてみる。

ア 組合は、そもそも会社が神戸において営業を始めることができたのは、組合と Z 1 の同意を得ることができたからという経緯があり、その後、組合と会社が、事前協議約款を締結したうえで、組合立会いのもと、会社と X21 との専属輸送契約として本件運送委託契約が締結されていることから、事前協議約款としての 20. 4. 15 協定書には、本件運送委託契約の打切りも含まれており、会社は X 2 組合員ら 12 名に対し、実質的な支配力ないし影響力のある者に該当する旨主張する。これに対し会社は、本件運送委託契約については、10 トン車 7 台を専属契約し、神戸工場内で 7 台分の車庫を X21 に貸与していたにすぎず、また、「運賃に関する諸問題や変更」に限定して事前協議を行う旨の協定を組合と結んだものであり、本件運送委託契約の存続について組合と協議する義務はなく、使用者性を裏付けるものではない旨主張するので、以下、検討する。

イ 前記第 4. 2 (1)、(3)、(4)、(5) 認定によると、① Y 7 が Z 1 に対し、組合の同意を得て、会社大阪支店が営業する旨記載されている 15. 4. 3 通知書を送付したこと、② 会社、Y 7 及び X21 が組合を立会人とし、16. 1. 7 運送委託契約を締結したこと、③ 組合と神戸工場は 20. 4. 15 協定書を締結し、協定締結者として会社の当時の代表取締役の氏名が記載されていたこと、④ 20. 4. 15 協定書には、「輸送運賃の見直しについて」として「X21 の大型車輛を 7 台固定とするとともに、7

台分の車庫を工場内に貸与する」及び「会社は、今後運賃に関する諸問題や変更について、会社で就労する組合員の雇用に影響をあたえるため、組合と事前に協議し円満に解決を図る」との記載があること、⑤会社とX21は、20.4.15協定書に基づき神戸工場で製造される生コンの輸送に関し協議した結果、組合を立会人とし、会社が製造する生コンの輸送業務に関して、本件運送委託契約及び20.5.21覚書を締結したこと、⑥本件運送委託契約には、会社はX21に対し、神戸工場で製造する生コンの全ての輸送を委託する旨、但し4トン車については、会社のミキサ車を優先的に稼働させる旨、の記載があること、⑦20.5.21覚書には、10トン車7台を専属契約とする旨の記載があること、がそれぞれ認められる。

これらのことからすると、組合と会社との間には、少なくとも神戸工場における営業の開始以降、一定のやり取りがあり、また、その後締結された組合と会社との間の20.4.15協定書において、会社におけるX21の大型車輛7台の固定と車庫の貸与等について合意があったといえる。

しかしながら、20.4.15協定書における、組合と会社との事前協議に関する合意は、その文言からすると「今後運賃に関する諸問題や変更」と記載されるにとどまり、20.4.15協定書が「輸送運賃の見直しについて」締結された協定書であることからみても、輸送運賃を超えて、会社とX21が締結する運送委託契約そのものの更新や終了についてまで規定されたものとみることはできず、その他に「今後運賃に関する諸問題や変更」に、20.4.15協定書の後に締結される本件運送委託契約の打切りまで含まれていたと認めるに足る事実の疎明もない。

また、本件運送委託契約については、会社とX21との間で、20.4.15協定書に基づき、神戸工場で製造される生コンの輸送に関し協議した結果締結されたもので、組合は立会人として一定関与していたものの、同契約の規定の中に、具体的に組合に関して定めた条項はないことからすると、組合はあくまで契約成立における立会人にすぎず、その終了については、契約の当事者である会社とX21との間で決定するものであるといえる。

ウ 以上のことから、20.4.15協定書や本件運送委託契約の締結及びその経緯を根拠に、会社が、X2組合員ら12名の労働組合法上の使用者に当たるとはいえない。

(4) 上記(2)、(3)判断より、会社がX2組合員ら12名の雇用主と部分的とはいえず同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるといえず、会社は、X2組合員ら12名の労働組合法上の使用者に当たるとはいえない。

2 争点2（会社が、令和元年5月20日をもってX21との本件運送委託契約を終了したことは、X2組合員ら12名が組合員であるが故に行われた不利益取扱いに当たるとともに、組合に対する支配介入に当たるか。）及び争点3（組合の令和元年11月30日及

び同2年1月10日付け団交申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。)について、以下判断する。

会社がX2組合員ら12名の労働組合法上の使用者に当たるとはいえないことは、前記1(4)判断のとおりであるから、これらの点に係る組合の申立ては、その余を判断するまでもなく、いずれも棄却する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

令和3年10月1日

大阪府労働委員会

会長 宮崎 裕二